

大阪市告示第907号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年6月30日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 第1体育場	令和7年7月7日（月）	午前10時から 午後9時00分まで
	令和7年7月14日（月）	
	令和7年7月28日（月）	
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 第2体育場	令和7年7月7日（月）	午前9時30分から 午後6時00分まで
	令和7年7月14日（月）	
	令和7年7月28日（月）	
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 第2多目的室	令和7年7月7日（月）	午前10時15分から 午前11時25分まで
	令和7年7月14日（月）	
	令和7年7月28日（月）	
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 第3多目的室	令和7年7月7日（月）	午後6時00分から 午後9時00分まで
	令和7年7月14日（月）	
	令和7年7月28日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）